

住民税（町・県民税）が大きく変わります！

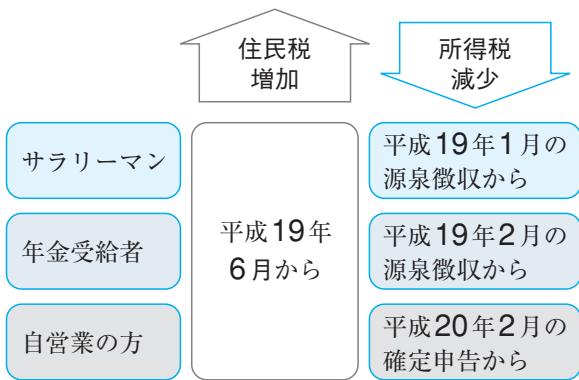
【いつから変わるの？】

多くの方は平成19年6月から住民税が上がります。一方で所得税が下がります。所得税の納付方法により、影響の出る時期が異なります。

【なにが変わるの？】

税源移譲により
税率が変わります！

税源移譲

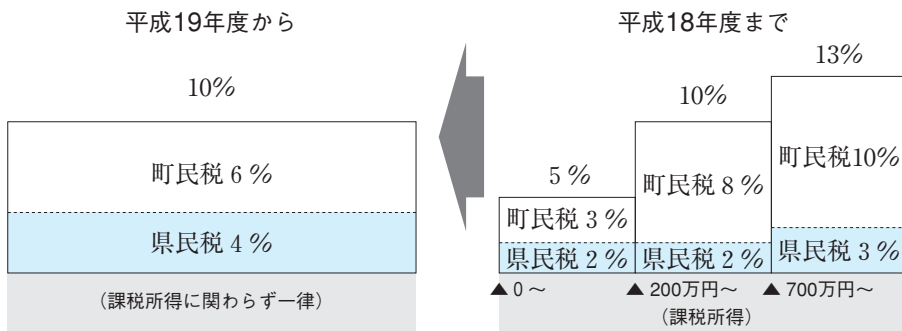


地方自治体が自主的に財源の確保を行えるよう、国税（所得税）の一部を地方税（住民税）へ移すことを税源移譲といえます。この税源移譲の実施により、所得税と住民税の税率が変更となり、個々の納税者の方々の所得税と住民税の負担割合が変わります。

住民税所得割の税率は、これまでの所得段階による累進税率から、所得の多い少ないにかかわらず一律10%（町民税6%県民税4%）になります。



税源移譲によって、所得税と住民税を合わせた負担額がこれまでと変わらないよう調整が図られます。ただし、所得の増減、定率減税の廃止等の影響により実際の税額は増減しますのでご注意ください。



定率減税は廃止になります！
景気対策のため平成11年度から実施されていた定率減税（平成18年度：所得割の7.5%（上限2万円）を減税）は平成19年度から廃止になります。

県民税の超過課税が

実施されます！
県では、平成19年度から5年間、水環境の保全・再生のため県民税に次の額を上乗せして課税します。一人あたりの平均

【税額はどのようになるの？】

【税額モデルケース】

夫婦+子供2人
給与収入500万円、社会保険料控除50万円の場合

	平成18年度	平成19年度	差額
所得税	107,100	59,500	= 47,600円減 ◆
住民税	74,300	140,100	= 65,800円増 ▲

※増減の差額は、所得税と住民税の定率減税の廃止、県民税の超過課税の影響によるものです。

65歳以上の年金受給者（夫婦）
年金収入300万円、社会保険料控除30万円の場合

	平成18年度	平成19年度	差額
所得税	57,600	32,000	= 25,600円減 ◆
住民税	40,500	75,900	= 35,400円増 ▲

※増減の差額は、所得税と住民税の定率減税の廃止、県民税の超過課税の影響によるものです。

（注）上記は、税源移譲、定率減税の廃止、県民税超過課税等に伴い算出される税額を一定のモデルで試算したものです。また住民税には均等割を含んでいます。

負担額は年額約950円になります。
《均等割》標準税率1,000円に300円上乗せ
《所得割》標準税率4%に0.025%上乗せ

◎ 問い合わせ
住民税について
税務課 ☎ 内線253・254

● 県民税の超過課税について
税務課 ☎ 045(210)7490